令和７年第３回定例会

赤 井 川 村 議 会 会 議 録

第２日　（令和７年９月１７日）

◎議事日程（第２日）

第２７　一般質問

追加日程

第　１	予算特別委員会委員長報告	議案第５８号　令和７年度赤井川村一般会計補正予算（第６号）
第　２		議案第５９号　令和７年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
第　３		議案第６０号　令和７年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
第　４		議案第６１号　令和７年度赤井川村簡易水道事業会計補正予算（第２号）
第　５		議案第６２号　令和７年度赤井川村下水道事業会計補正予算（第２号）
第　６	総務開発常任委員会委員長報告	国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について
第　７	意見書案第３号	国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書案
第　８	決算特別委員会委員長申出	閉会中の継続審査申出書
第　９	総務開発常任委員会委員長申出	閉会中の継続調査申出書
第１０	議会運営委員会委員長申出	閉会中の継続調査申出書

◎出席議員（８名）

１番	阿　部　　猛　君	２番	連　　茂　君
３番	曽　根　敏　明　君	４番	能　登　ゆ　う　君
５番	川　人　孝　則　君	６番	藤　門　　弘　君
７番	山　口　芳　之　君	８番	岩　井　英　明　君

◎欠席議員（０名）

◎出席説明員

村長	馬場　希君
副村長	大石和朗君
会計管理者	谷　早苗君
総務課長	秋元千春君
住民課長	藤田俊幸君
保健福祉課長	髙松重和君
産業課長	神　信弘君
建設課長	釣賀謙一君
教育長	根井朗夫君
教育委員会次長	小林義幸君

◎議会事務局

事務局長	横井慎之君
書記	伊藤秋恵君

（午前　９時１４分開議）

◎開議宣告

○議長（岩井英明君）　おはようございます。ただいまの出席議員数は８名です。

定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

◎日程第２７　一般質問

○議長（岩井英明君）　これより日程第27、一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問についての発言時間は、会議規則第56条第１項の規定により30分以内といたします。

議員の発言を許します。

藤門弘君。

○６番（藤門　弘君）　質問させていただきます。

私の質問は、泊原発３号機の再稼働に関連してのことであります。読み上げます。１、私は、基本的に原子力発電そのものに反対の立場に立ちます。反対の理由は数々ありますが、大きく言うならば、１、放射能災害の危険性があること、２、放射性廃棄物を発生させること、この２点を挙げたいと思います。福島の重大な事故の反省からエネルギー政策を転換させたにもかかわらず、2022年、岸田内閣によりＧＸ、グリーントランスフォーメーションなる再稼働政策が始められました。安全性についても原発から発生する大量の廃棄物の処理についても全く展望を持たないままの無謀な方針であると考えます。国の新しいエネルギー計画では原発を最大限利用するとあり、これに基づいて停止中の原発の再稼働を進めようとしています。泊原発の３号機は比較的新しいということで北電は原子力規制委員会に再稼働審査を求めてきましたが、本年７月末にこれを承認する審査書が発表されました。再稼働に批判的な科学者や市民からは、海底活断層の過小評価や地殻変動への科学的知見を踏まえないこの承認は強く批判されているところであります。

以上のような立場から、私は泊原発３号機の再稼働に強く反対するものですが、この意思は馬場村長におかれても共有されているのではないかと考えます。なぜなら、2022年４月の北海道新聞のアンケートにおいて馬場村長ははっきりと再稼働反対の意思を示されているからです。当時の新聞記事、添付資料１ですね、とそれを賞賛する私のＳＮＳ投稿です。村長は、現在もなおこの立場を堅持しておられるかどうかお尋ねします。

添付資料の１は、ちょっと見にくいあれですが、当時の新聞記事を写真に撮ったものでありまして、左の上に私の投稿が、赤井川村偉い、泊原発再稼働を反対を表明した、馬場村長立派だ、こういう私のコメントがあります。この当時反対したところは幾つかありまして、赤井川村とか仁木町、積丹町、留寿都村等が反対の意思を表明しております。

２、泊原発に関しては、北海道電力と地元自治体との間に２つの安全協定があります。１つは５キロ圏内の町村、ＰＡＺとの安全協定、もう一つは30キロ圏内市町村、ＵＰＺとの安全確認協定です。今回の３号機再稼働承認に関連して政府はこのＰＡＺの範囲の同意

を求めると発表しており、その手続に入ろうとしています。同意の範囲を地元４町村に限るこの方針に私は全く同意できません。福島の事故で明らかなように原発事故の被害範囲は広大であり、ＵＰＺ、30キロ圏全体が被災することは間違いありません。原発から二十数キロの距離にある我が赤井川村が再稼働同意に関する権利を持つことは全く自明であります。しかるに、本年７月29日の北海道新聞アンケートで、馬場村長は同意は４町村でいいが､ＵＰＺ内自治体の意見は聞くべきという微妙な回答をされています｡これは資料２、３です。他町村の回答にもかなりぶれがありますが、うち５町についてははっきり同意の範囲の拡大を求めています。私はこの５町の立場を支持しますが、ではなぜ赤井川村村長が同意範囲の拡大を求めなかったのか大変不思議に感じております。新聞アンケートのことですから限界があると思うのですが、この一件について村長の見解をお伺いします。

北電によれば続いて１号機、２号機の再稼働も計画し、ひときわ危険なプルサーマル発電の実施を検討しているそうです。我が赤井川村にとって泊原発は安心、安全の暮らしを脅かす最も危険な存在です。村を挙げて再稼働計画に反対すべきだと考えるものです。

以上です。

○議長（岩井英明君）　馬場村長。

○村長（馬場　希君）　おはようございます。それでは、ただいまいただきました藤門議員の一般質問について答弁させていただきます。

まずは泊原発３号機再稼働に関連してということで、１点目の北海道新聞のアンケートで再稼働反対意思を示していたが、今でもその立場を堅持しているのかとの質問にお答えします。基本的に原発の安全性について懸念を持っていて、できれば原発は近くに存在してほしくないという点については今も変わりはありません。当時アンケート調査にも具体的に書きましたが、原子力規制委員会の審査が終了していない段階で再稼働の有無を問われましたので、現段階で再稼働は反対であるとアンケートに書きました。ただ、７月30日に原子力規制委員会が原子炉設置変更許可をした現在においては、許可が出た以上、安全性に懸念はあるもののエネルギーの安定供給や電気料の高騰などを抑える現実的な対応として容認せざるを得ないと考えおり、アンケートに例えるならば三角という立場を現在は取っています。

２点目の村長はなぜアンケートで同意範囲の拡大を求めなかったのかという質問についてお答えします。広域自治体である北海道が意見を取りまとめて知事が判断することが望ましく、あえて周辺４町村以外に個別自治体に同意義務化の縛りをつける必要がないと考えたからです。私としては、意見を伝える公式の場であれば結果の有無は別として赤井川村の意思は伝えられると考えています。

最後に、ご質問にはありませんが、私が原発の安全性に懸念を持っている以上、近隣に新たな原子力発電所の設置については反対の考えを持っていますし、核廃棄物処分場の誘致などは全く考えていないことをお伝えし、答弁とさせていただきます。

○議長（岩井英明君）　再質問。

藤門弘君。

○６番（藤門　弘君）　やや残念な回答であります。規制委員会の審査で容認されたからといって安全ではないわけでありまして、市民科学者たちは泊原発３号機の直下に活断層があると言っています。この問題は、ずっと解決しないで12年も審査にかかったわけです。どこか最後のところで委員長が替わって、いきなり認める方角に向かっていった。むしろ規制委員会のほうが主導する形で今回の容認に至ったといういきさつがあります。私は、今回の容認について全く認められません。審査委員会が認めたから、だからオーケーという論理にはならないというふうに思います。村長にもぜひ考えを改めていただきたいと思います。

ちょっと別の話になりますが、８月の29日に北海道新聞で原発周辺財政支援30キロ圏にと、こういう記事が出ました。ご存じのことと思いますが、これどういうことかというと結局ＰＡＺの30キロ圏内に同意の権利を与えないと、同意の権利は与えないけれども、財政支援はするよと。まさに懐柔策です。こういう記事が発表されています。つまり立地の４町村は、もうじゃぶじゃぶの補助金漬けになっているわけです。だから、即賛成、何言っても賛成というふうになるわけです。つまり結局のところいつもお金をばらまいて何とかやっつけていこうというのが、廃棄物の地質調査、寿都村です。20億もらうと、20億くれるならやってもいいよと、こういう話になっていく。これと同じようなニュアンスで僕はこれを受け止めました。10キロ範囲だったものを今度は30キロ範囲にして、インフラ整備に関する国の補助率を上げるという、ご存じだと思うのですが、この新聞記事について、これ僕は新聞でしか見ていないのですが、現実的な通達なりがあったのかどうか、まず伺います。

それから、これを逆手に使うという手があるかどうかということなのですが、これを使って、もらうものならもらって何かしてやろうということがあるのであれば何ができるか、様々な設備投資についての現行の補助がある地方債の特別措置を使えば地方負担は最低13.5％になると、こういうものがあります。これについてどう村長がお考えになるか、まずは伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（岩井英明君）　馬場村長。

○村長（馬場　希君）　新聞記事、私のほうも確認をさせていただいております。ただ、まだ国のほうでどういった内容の事業でいくかというものがまるっきり情報はないです。関係機関に問い合わせても、まだ国のほうで詳細が決まっていないので、今は出せないと。それで、せんだって泊４町村の町村長に、既存事業形態でもそういう扱いがあったものですから、この事業どうなのって、使いやすいのという話をちょっと確認をさせてもらいました。ただ、答えとしては、さほどその事業使っていないというのです。泊の共和の高速道路のインターのところから今新しい道路ができていますが、ああいうのには何か使っているみたいなのですけれども、町村道については、道道の部分については別ですけれども、そういったようなこともあったので、それがどの程度の事業メニューとして今必要とする

ようなインフラ整備だとか、そういったものに使えるのかというのはまだ未知数なものですから、今後きちんと詳細に説明がされた段階でまた内容について十分検討していきたいなとは考えてございます。

以上でございます。

○議長（岩井英明君）　再々質問ありますか。

藤門弘君。

○６番（藤門　弘君）　質問というか、どう言うか分かりませんが、泊原発３号機の再稼働というのは大変危険な、赤井川村にとっては爆弾を抱えるようなものだというふうに私は考えております。１週間ほど前に北海道電力の説明会がありました。残念ながら村民の参加者は非常に少なかったのですが、そこで彼らが語ったのは何かというと安全神話です。新安全神話。前の安全神話は、見事に福島で崩壊したわけです。もう駄目だ、原発は駄目だというのが国民的合意だったわけです。それがじわじわとこんな短い期間に風化してしまって、再度やろうという話になる。今度は、厳しい基準をクリアしたのだから大丈夫なのだよというのが彼らの説明でした。でも、事故は起こり得る、彼らも認めています。でも、事故は起こり得る。そのときにどうするかという話については、こういう場合はこうします、こういう場合こうしますということを延々と彼らは語りました。しかし、でも事故は起こる。その彼らがこうします、こうしますと言ったのを超えた場合どうなのだ。超えた場合、彼らはもう知らないのです。国の話だと、自治体の話だと、あとは避難計画でやってくれないかという話になってしまうわけです。

我が赤井川村も避難計画をつくっています。この避難計画で何とかなるか、なりません。バスに乗ってキロロに逃げろという話です。こんなのでなりっこないわけです。それが第１の問題。避難についていうと第２の問題は、逃げられる人と逃げられない人がいるのです。これは物理的な問題ではなくて、ここに根を下ろしている人間は逃げないのです。例えば私は逃げる立場にない。討ち死にするしかない。だって、ここに根を張って、自分の子供たち、孫たち、みんなここで生きるのだということで決意を決めて生きているわけですから、避難するというのは避難できる人の立場です。この避難計画、避難問題についてはどう考えるか、これ哲学の問題だと思いますけれども、私は逃げない。

実は、私は泊原発の廃炉訴訟をやる原告の一人です。裁判所でもこういう表現をしました。私は逃げませんと、逃げられないのですという話をしました。裁判長はしきりにうなずいてくれましたけれども、敵は北電ですから、とてもその弁護団に太刀打ちできるわけではありませんけれども、逃げられないということについてどうお考えになるか。たまたまここに住んでいる、たまたまここで暮らしている人はどこか行ってしまえばいいわけです。この前二十数名の北電の職員が来ました、そこの説明会に。地元、こっちは少なかったですけれども、この二十数名の北電職員が、では子供たちを泊の小学校へやっているのか、自分たちは泊に住んでいるのか、違うのです。彼らは札幌の人間なのです。仕事で来ているだけ、いざとなればみんな逃げるのです。そういう形です。いつ起きるか分からな

い。我々はここで政治をやっているのだと思うのですが、政治の責任は何かといえば未来に対する責任を持つことだと、僕たちの孫や未来について責任を持っていくというのが我々の立場、我々の役割だと思うのです。私たちの子孫、100年後、もっと後にここで暮らしている人たちに対して僕らは責任を持たなければいけない。原発を抱えるということは爆弾を持っているということなのです。爆弾は、撤去しなければいけないと思います。私は、泊原発は断固反対していかなければならない、できれば議会の皆さんも役場の皆さんも村民の皆さんもその意識をはっきり持っていただきたいと希望するものであります。

以上です。ありがとうございました。

○議長（岩井英明君）　答弁ありますか、村長。

村長。

○村長（馬場　希君）　今の藤門議員の意見に対して答弁という格好になるかどうかは分からないですけれども、こういう議論をするときには本当に藤門さんが言うように、僕は藤門さんの意見を全面的に否定するつもりもないし、同意するところがありますので、ただ残念ながら、私としてはこの立場にいながら住民の安全、財産を守るということが最大限ですけれども、でも今の生活を守ったり将来に向けてのいろんな準備をしていくということもやっぱり僕の立場としてはいろいろ進めていかなければならない立場であり、仕事であるというふうに認識しています。ですから、今藤門さんが言われたような、哲学だというふうにおっしゃってくださいましたけれども、そういったことも踏まえながらこの世の中の矛盾というものにちょっと耐えながら、きちんと今の自分として正しい選択をしていけるように、当然皆さんの意見も聞きながらですけれども、そういった行政運営をしていきたいというふうに考えておりますので、答弁に全然なっていないと思うのですけれども、今の私の気持ちとしてお答えをさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（岩井英明君）　藤門弘君の一般質問を終了いたします。

次に、連茂君。

○２番（連　　茂君）　それでは、道の駅あかいがわの設備やシステムの更新について村長のほうにお伺いします。

議会に入る８年前、７年前ですか、かなり多くの方から赤井川の道の駅を何とかしてほしいという漠然とした要望を受けて立候補した経過があります。それで、議会に入ってから実際に生産組合のほうに入って、赤井川の道の駅のほうに野菜を夏だけながらほぼ毎日のように運んでいる中でいろいろと疑問に感じたことや、あと働いている人たちからの要望、もしくはうちに来るお客さんからの要望なんかも逐次承って今回の質問を考えました。道の駅をよくしたいという思いからの質問で、ぜひ村長のほうにしっかりとお答えいただきたいなと思います。今から読み上げていきますが、タイトルのところに書いてある部分に関しては、読みやすいようにというふうつけたタイトルですので、割愛させていただきたいと思います。

それでは、質問させていただきます。道の駅あかいがわは、開業から10年を迎え、多くの来場者を呼び込む施設として地域に活気をもたらしていることが感じられます。一方、観光、防災、交通の拠点として役割を担う道の駅において施設の老朽化への対応が遅れているとの声もあり、地域の安全性や利便性に対する懸念が高まっています。施設やシステムの更新について行政としてどのように現状を認識しているか、また今後改修計画や予算措置について具体的な方針があるかを順を追って質問していきたいと思います。

まず、道の駅の運営に関してですが、行政として運営管理や利用者の声をどのように把握し、設備更新の必要性をどのように捉えているか、所管の見解を求めます。また、お客様の声や従事者の要望などに関する調査がどのように行われ、その結果としてどのような意見や要望が寄せられているかについてのご説明をいただきたいと思います。

私自身が施設関係者や利用者に聞き取りを行った結果、最も強く求められていたのが交流館内へのエアコンの設置です。特に夏季における施設利用者の快適性確保と従業員の労働環境改善の観点から、早急な対応が求められていると認識しております。厚生労働省は、労働安全衛生規則を改正し、熱中症対策を事業者に義務づける新制度を発表しました。この制度では、ＷＢＧＴ28度以上または気温30度以上の環境下で１時間以上または１日４時間を超える作業を行う場合、事業者に対して暑さ指数に応じた作業計画（休憩の確保や作業中止の判断）、作業計画に対して休憩の確保や作業中止の判断をしなさいという計画です。及び冷房、通風施設の整備が求められる内容となっています。８月２日に道の駅を実際に訪れて交流館内の温度を体感しましたが、室内は優に30度を超えており、静止しているだけでも厳しい環境でした。このような状況下で勤務されている授業員の皆様、または涼を求めて訪れた観光客や防災の観点から地域住民にとって快適と言い難い環境であり、施設の公共性や地域の魅力発信という観点からも課題があると考えます。既にエアコンの設置については検討されたことがあると伺っていますが、いまだ実施に至っていない現状をどのように受け止めているか、さらに今後計画として導入意思があるかどうか、改めてお聞きしたいと思います。あわせて、補助金制度の活用や段階的な整備など現実的な対応策についてもご検討いただきたく、村長の見解を求めます。

次、かなり前から要望させていただいていますが、道の駅あかいがわにおいてレジシステムのキャッシュレス化が進んでいない現状について行政としてどのように認識しているかをお伺いします。近年観光施設や公共的な商業拠点においてキャッシュレス決済の対応が急速に進んでおり、利用者の利便性向上はもとより、地域経済の活性化にも資する重要な施策と考えます。特に道の駅は、観光客の受入れ拠点であると同時に地域産品の販売を通じた地元経済の循環を担う場でもあります。こうした観点からも、キャッシュレス対応は急務であると認識しております。つきましては、キャッシュレス決済導入に向けた支援策の有無並びに今後の具体的な整備方針について村長の見解をお聞かせください。

次、併せて農産物販売所のレジシステムの不具合に対する対応の遅さも指摘させていただきます。生産者は、持ち込んだ農産物を２台のノートパソコンを利用して販売用のシー

ル、そのシールには商品名、価格、販売者、バーコード等が明記されています。を制作しています。６月から１台のパソコンの不具合で利用できなくなっています。既に３か月が経過しているにもかかわらず改善しない状況が続いていますが､現状をどのように理解し、今後どのように対応するかお知らせください。

次、施設のメンテナンスについてお伺いします。煙突の工事については既に行われましたが、例年毎年行われていた床のワックスがけがここ数年行われていないと聞きました。実際に施設内の床面を確認したところ、レストランなどで床のこすれた箇所でささくれや劣化が目立っている状況です。前回の指定管理者募集要項を確認しても施設の管理や補修については赤井川村が行うようになっていますが、こうした日常的なメンテナンスを含め村の責任において適切に対応されるべき事項であると認識しております。今後施設の老朽化が進むことが予想される中で、維持補修についてはより定期的かつ敏速な対応が求められると考えますが、現状をどのように受け止めておられるか、また今後の維持管理体制の強化に向けた方針について見解をお伺いします。

６番目、施設整備の話題から少し離れますが、農産物の手数料について重要な課題であると考え､質問させていただきます｡段階的に値上げしてきた農産物販売の手数料ですが、現在インボイス番号を持っていない農産物の販売手数料は23%、個人的なリサーチに過ぎませんが、周りの道の駅と比較しても23%の手数料を取る道の駅は見当たらず、生産者にとって大きな負担となっています。手数料のほか、搬入作業に係る燃料代、労賃を考えると道の駅に野菜を供給することをちゅうちょする生産者が出ているのが現状です｡さらに、出荷したとしても価格が高くなる傾向にあるのも事実です。実例として９月７日、道の駅で販売されたカボチャを見ると、700円から1,000円ぐらいで２キロ前後のカボチャが販売されていました。その足でスーパーのほうに下りてみると、北海道産の同じ大きさぐらいのカボチャが230円で販売されていました｡消費者の購入判断は価格だけではありませんが、継続的な利用を促す上では価格の妥当性も重要な要素であると考えます。こうした状況を踏まえ、現在販売手数料の設定が生産者の出荷意欲や消費者の販売行動に与える影響について行政としてどのように受け止めておられるか、また今後の見直しや村の支援の検討について村長の見解をお伺いします。

最後に、令和８年、指定管理者の更新に伴う選定がありますが、いまだ募集要項が示されていません。前回の選定、令和３年度の選定では７月の10日には募集要項が示されていますが、遅れている要因についてご説明ください。さらに、募集に対して変更点などがあればお示しください。よろしくお願いします。

○議長（岩井英明君）　馬場村長。

○村長（馬場　希君）　連議員からの一般質問についてお答えさせていただきます。

道の駅あかいがわの設備やシステムの更新について７点ご質問をいただきました｡まず、１点目の利用者、従事者の声の把握と設備更新の必要性についてでございますけれども、利用者の声や従事者の要望について都度受けているところでありますが、お客様からの声

は指定管理者を通して受けております。内容については、施設内の暑さ対策、キャッシュレス化、老朽化による施設や設備の更新というものです。要望内容については、大規模な改修、それに伴う財源の確保が必要であることから見積書の提出依頼などを行い、検討を行っております。老朽化による修繕については、予算状況を鑑みながら進めております。今後も財源確保を念頭に指定管理者と協議の上、随時対応したいと考えております。

２点目の交流館のエアコン設置についてでありますけれども、利用者の声や指定管理者からエアコンの設置についての要望を受け、設置費の見積書を徴収した経緯があります。本館の広いスペースの冷房環境を整えるには天井側に大型のエアコン４台の設置が必要とのことであり、機器代金、設置工事費及び電気工事費用を合わせて1,320万と高額で大規模な工事となることから、早々に実施できるものではありませんでした。近年の温暖化の影響も踏まえ、利用者の利便性、従業員の職場環境の整備の観点から、安価に実施できる方法、活用可能な補助事業の模索、設置後のランニングコストも視野に可能性を追求したいと思います。

３点目のレジシステムのキャッシュレス化についてですけれども、レジシステムのキャッシュレス決済ができないことにより買物をおやめになられる方がおり、特に外国人の利用客が多いと認識しております。指定管理者とキャッシュレス決済の導入に向けて協議を進めておりましたが、本館と直売所のレジシステムの統一化や本館と直売所の機能を１つにするなど様々な要望があることから、指定管理者の要望も考慮しつつ、道の駅全体の運営方法をしっかりと検討した上で各種システムの更新、新規導入を検討したいと考えております。

４点目の直売所レジ不具合への対応についてでございます。現在故障のため、１台のノートパソコンにて対応をしているところであり、こちらについてもレジシステムの統一化を検討する上で無駄な経費をかけないようにと修繕を保留としていた経過があります。レジシステムの統一化の実現には時間を要することから、早急に修繕を行いたいと思います。

５点目の施設のメンテナンスについてでございます。公共施設において老朽化に伴い施設の不具合が生じた場合、軽微なものについては都度修繕を行い、管理しておりますが、大規模な修繕が必要な場合、公共施設適正管理事業債や脱炭素整備事業債などを活用して、適切な修繕時期を見極め、実施するよう考えております。

６点目の農産物の販売手数料の見直しについてでございます。指定管理者より、売上額の減少や物価高騰により経営困難であることから、手数料率を増やす旨の通知が生産者協議会になされ、指定管理者と生産者協議会役員との協議を行い、現状の手数料では困難であるとの結論に至っております。今後も村の農畜産物や加工品などの直接販売によって地域経済の活性化と地域農業の持続につなげられることを念頭に、指定管理者、生産者双方の立場、状況を鑑み、安定した直売所の運営ができるよう、今後も協議する場の設定をしたいと考えております。

７点目の令和８年度からの指定管理者選定に関する募集要項についてでございます。令

和８年度からの指定管理者選定に関しては、９月末までに募集要項等をお示しするよう事務を取り進めております。前回と比べて時期が後となっていることについては、今年度実施予定している別施設の指定管理選定を同時期に合わせて指定管理候補者の議会提案時期の統一を考えての時期設定としました。募集に対しての変更点については、これまでの運営実績において課題等の整理を考えておりますが、これから募集要項を示し、指定管理者の公募を行うことから、現段階での詳細な変更点についての答弁は差し控えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（岩井英明君）　再質問を受けます。

連茂君。

○２番（連　　茂君）　今村長のほうからお伝えいただいたことに対して疑問点とか、あとお伝えしたいこともあるので、再質問させていただきます。

まず、１点目としては、僕自身がいろいろとそちらの従業員の方とお話ししたときに、もしくは役場の特に産業課の方とお話ししたときに、考えていることだとか思いだとかというのがどうも食い違っていることがとっても多くて、こっちではああ聞いたのにあっちではこう言っている、こっちではこう聞いたのにあっちではああ言っているというのがすごくずれていることが非常に多いです。１番目に質問に持ってきたのは、施設を持っている村側と運営している指定管理者との間の連絡ツールがうまくいっていないのではないかというのが僕の中の一番の疑問点です。村長からの回答では連絡を取り合っているって書いてありますが、その中身についてはいささか疑問です。もうちょっとしっかりと相手の思いというのをちゃんと聞いて、対応できるものは対応できる、対応できないものは対応できないというふうな判断をしていかないとお互いに不信感が生まれてくるというのが現状ではないでしょうか。細かいことを言えば、修理に関してはいろいろやっているといいながら、半年ぐらい前からトイレの問題なんかは直してくれって言っているのだけれども、全然直してくれないのだというふうな声を聞いたり、ワックスについてもいつまでたってもワックスが塗られないのだけれども、どうなっているのだというふうな声を聞いたりだとか、従事者の声というのは実際に僕なんかに届いているから、多分村のほうも聞いているはずなのに何も動いていないというのが僕は現状ではないかなと思います。その辺どのように考えているか。

あと、４点目に質問したやつなんかは、ノートパソコン自体２台でシールを出すというふうに最初から方針があって、１台壊れたらやっぱりすぐ直さないと不具合が生まれるのです。野菜を持っていったときに前の人が何十点もの野菜を出していたら、それをずっと待っていなければいけない。下手したら30分ぐらい待って、やっと僕が持っていってシールが貼れるというふうな状態なのです。だったら、やめようかなとかって思う生産者が出て当たり前だし、その間に農家としてはどんな仕事ができるのだって考えると、ノートパソコン自身が壊れたことによって生産者に対しての不具合が生まれているのに、それもず

っと言っているのだというのだけれども、一向に改善されないというふうなのが実は現状なのです。だから、今村長が言った部分で早急に修繕を行いますという回答自身もとても僕としてはおかしな話で、それを何で３か月前の６月の時点で早急に改善しますというふうに言えなかったのか、できなかったのかというふうなことがとっても疑問です。予算のかかることなので、今日のあしたというのは無理かもしれないけれども、目的が農産物を販売して赤井川村のＰＲをしようというふうなものに対して、それに対する不具合が生まれたらやっぱり対応していくのが当たり前だと思うので、その辺の今お持ちの考え方をお聞かせください。

あと、エアコンに関して1,320万ですか、大きな工事であるということは以前からもお伺いしているのですが、これも今道の駅事情を考えていくと、車に乗って、当然車の中にエアコンがあるのですけれども、夏の間出ていって涼しいところで何を買おうとかって考えるときに、今エアコンがないというふうなのというのは村の施設としてちょっと考えづらいなという、特にお客さんに対してのＰＲをするための施設であるというふうなことを考えると、お金は多分大きなお金なので、ちゅうちょする、ためらうというふうなことは考えられるけれども、やっぱりこっちは優先順位としてかなり高い話だと思うので、その辺の優先順位についてもちょっと村長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（岩井英明君）　産業課長。

○産業課長（神　信弘君）　それでは、私のほうからまず１点目の修繕の関係について答弁させていただきます。

連議員から個別的なトイレの修繕だとかというようなお話がございました。これにつきましても指定管理者から要望を受けて、業者のほうに役場を通して依頼をするというような形を取っている状況ではございます。個別にこのトイレに関しては、業者のほうなかなか部材の手配だとかということで相当遅れている中で、またそういった時期の間に作業を忘れていたというような状況もございましたので、その辺りについては村側の発注側としましても発注した後に完了がなされているものというものもちゃんとしっかり確認をして今後進めていきたいというふうに考えております。

また、指定管理者との、結局村役場のほうに依頼をしていてもなかなかやってくれないのだというようなこともお話をいただきました。それに関してもしっかり今後は密に連絡調整を行って、作業を行うものは、完了したものとか、その辺りを整理行いながら進めていきたいというふうに考えます。

また、ノートパソコンにつきましては、村長からの答弁もありましたとおり、直売所と本館側のレジの統一化等の要望、また検討している中でそういった不具合があったのですが、今１台で何とか対応してもらうというようなことでお話をさせていただいておりましたが、結局本館と直売所を統一化するに当たってもエアコンの整備等いろいろとひもづいて整備しなければならないような状況がございますので、今すぐにということはできない

ことから、ノートパソコンについては現在見積りを徴収しているところでございます。今後も農産物をお出しになられる方々等に不便をかけないように、しっかりその旨を押さえながら実施してまいりたいというふうに考えます。

また、エアコンの設置につきましても、見積りをいただいた形というのはかなり費用が大きいということで、それ１本ではなくてそのほかに代用できるようなもっと安価でできるものなんかも模索しながら検討していければなというふうに考えておりますが、今現状の補助金等を確認すると新たに設置する補助のものというのがちょっと見当たらないので、今後何かしらそういったところには注意を置きながら、使える、活用できる補助事業なんかも活用しながら進めていければなというふうに考えおります。

○議長（岩井英明君）　村長。

○村長（馬場　希君）　エアコンに関連して優先順位というご質問があったので、私のほうからお答えさせていただきます。

特に優先順位としてつけているわけでないですけれども、農業と観光ということで売っていますので、観光に来られる赤井川村に訪れる方が快適に過ごしてもらうということも大事ですけれども、私としては優先順位をつけるのであればまずは住民の安全、安心という部分の住民生活の部分に限られた予算をかけていきながら、有効な財源を確保しながらそういった部分にも対応していかなければならないのだろうなというような考え方で予算組みをしてきていると、現在までしてきているので、そういう考え方で今後も進めていきたなというふうには考えてございます。

以上でございます。

○議長（岩井英明君）　再々質問。

連茂君。

○２番（連　　茂君）　安全、安心ということで、エアコンのことちょっとしつこくなりますけれども、あそこは避難所にも道の駅ってなっていると思います。夏のときに何かトラブルが起きて、そのときに避難したけれども、暑くてそこにいられないというふうなことも想定、さっきの藤門議員の原発の話ではないですけれども、想定される考え方だと思いますので、ぜひ高い優先順位を持ってもらいたいなというのと、あと補助金に関しては厚生労働省からこういう労働環境の指定みたいなのがあったので、必ず国というのはそれに対しての補助というのは何か出てくるはずです。多分年内、もしくは来年度には出てくるのではないかな、来年の夏までには出てくるのではないかなというふうに僕は予想しています。そういうふうな部分もしっかりと目を光らせて、国の補助などを使ってぜひ来年度の夏には快適な労働環境下で働いてもらえるような道の駅にしてもらいたいなというふうに、これは希望です。

あと、最後に、キャッシュレスに関してはこれも再三言っているので、またかと思われるかもしれないですけれども、これも再三言っていて、いろいろシステムの変更、例えば野菜の直売所をこっちに持っていくだとか、いろいろ途中で話は聞いていますが、ただキ

ャッシュレスをすることによっての利便性というか、お客さんに対するものもそうだし、従業員に対するものもそうだし、金銭的にもそうだと思います。そういうふうなものを考えると真っ先に取り組んでいただきたい問題だと思いますので、こちらのほうもいろいろと弊害はあるのでしょうけれども、何とか取り組んでいただきたいという希望でこの質問を閉じたいと思います。

以上です。

○議長（岩井英明君）　連茂君の一般質問を終了いたします。

次に、能登ゆう君。

○４番（能登ゆう君）　私からは、熊と共存する地域づくりのためにということで質問したいと思います。

人の日常生活圏に熊が出没する、出くわしてしまう、農作物やごみ置場が荒らされてしまう、そんなニュースが毎日のように流れています。今朝も出かける準備をしているときにニュースが音だけ聞こえてきました。どこかの自治体でうちに入られたのかな、そんなニュースだったかと思います。そんなニュースが毎日流れるような状況ですが、熊の出没増加の要因は複合的であるようで、生息地である森林での餌不足、気候変動等による生息環境の変化、人の生活圏との境界の変化、人慣れした熊、アーバンベアーの出現などが指摘されています。熊と共に生きる地域づくりのために自治体としてできることは何かという観点で質問いたします。

１点目です。環境省では、人と熊の共存を目指し、地域個体群を維持しつつ、人の生活圏への出没防止により人と熊類のすみ分けを推進しているそうです。実際にその最前線に立つのが猟友会のハンターの皆さんであると思いますが、生活圏への出没が増える中、従来のボランティア的な体制での限界も指摘されているところです。ハンターの育成、確保、また持続可能な活動のためにどのような待遇や体制整備が必要とお考えか伺います。現状の村の取組、待遇面についても併せてご紹介願います。

２点目です。鳥獣対策により捕獲した個体が適切に処理されないことにより、熊の誘引物となることもあるようです。有害鳥獣捕獲後の処理方法について村の現状を伺います。

３点目です。改正鳥獣保護管理法に基づく緊急銃猟制度というのが今月１日より始まりました。市街地に侵入した熊を自治体の判断で猟銃駆除できるようになりますが、運用面では課題が多いようです。緊急銃猟制度開始に伴う村の体制整備について伺います。

４点目です。人口減少による里山の手入れ不足、耕作放棄地や管理されない森林の増加、それらが人の生活圏との境界を曖昧にすることも熊出没の原因として挙げられます。北海道ヒグマ管理計画第２期改定では、人と熊の空間的なすみ分けを行うためのゾーニング管理の推進が盛り込まれ、市町村向けのガイドラインも示されています。ゾーニング管理について村の取組を伺います。

５点目です。戦後の植林活動により針葉樹が増え、熊が好む広葉樹林が減少したことは熊の生息環境を変化させ、森の食べ物を少なくしてしまったその原因の一つだそうです。

熊が人里に下りる必要なく森の中で熊らしく生きられる、そんな森を長期的な視野で育てていくことも自治体としてできることだと考えます。村長のお考えを伺います。

以上です。

○議長（岩井英明君）　馬場村長。

○村長（馬場　希君）　それでは、能登議員の一般質問についてお答えします。

熊と共存する地域づくりのためにという大きなテーマの中でのご質問でございます。１点目のハンターの育成、確保、または持続可能な活動のためにどのような待遇や体制整備が必要か、現状の待遇や取組も含め、紹介願いたいという質問ですが、まず村のハンター育成、確保についてですが、狩猟免許状等取得者人材育成補助事業を実施しており、免許状等の新規取得や更新に対して費用の８割を補助しています。また、令和６年度からＯＪＴ、実地訓練研修制度による熟練ハンターから若手ハンターへの指導をできるようになりましたので、金銭面、技術面でも体制を整えるよう、猟友会の方たちと相談しながら実効性が向上するように取り進めております。加えて、近年では熟練ハンターによる勧誘活動や農業被害への危機感から新規ハンターも確保できるようになっており、今後も新規ハンターの技術力向上を進めたいというふうに考えております。また、待遇という質問でございますが、お手元に配付しました資料に昨年の実績と捕獲補助金、それと報酬の単価を掲載しておりますので、ご確認いただければというふうに思います。

２点目の捕獲後の残渣処理についてのご質問ですが、捕獲鳥獣の残渣については現在微生物による分解処理を利用したバイオ処分の試験を字赤井川にて実施しております。試験地においてヒグマの痕跡は、現在のところ発見されておりません。捕獲鳥獣の残渣の不適切な処理の例として、山林内や河川敷地で捕獲した鹿をその場で放置することが考えられます。赤井川村では有害鳥獣の捕獲確認を担当職員が原則現地にて実施しておりますので、有害捕獲ではそういった事例は起こり得ないと考えています。ただし、一般の狩猟活動においては捕獲報告が村に来ないため、放置されると状況がつかめない場合もあり、そのような事案が発生することがないよう、猟友会と協力の上、注意喚起をしております。

３点目の緊急銃猟制度開始に伴う村の体制整備についての質問ですが、余市警察署管内での緊急銃猟制度の運用に関わる訓練に参加したところでありますが、この後北海道主催の制度、運用講習、説明会が開催されますので、その後緊急銃猟マニュアルの作成を進めなければならないと考えています。

４点目のゾーニング管理についての質問ですが、緊急銃猟マニュアルと併せ、ゾーニング管理による区域ごとのヒグマの対応を検討する必要があると考えています。

最後に、森林整備についてのご質問ですが、国有林、民有林の分け隔てなく森づくりを進めることの重要性は認知しています。ただし、これらは長期的な視点を持って取り組む森づくり活動だと考えていますので、村は令和５年度より村有林の間伐事業を順次実施しており、村有林の育成を行っています。また、皆伐等の際には広葉樹の苗を優先的にし、混植も含め、植樹する計画であります。まずは、できるところからという考えの下、引き

続き森林管理局や道の森林室、ようてい森林組合の助言ももらいながら森林の整備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岩井英明君）　再質問を受けます。

能登ゆう君。

○４番（能登ゆう君）　再質問いたします。

１点目の村の体制についてですが、資料などつけてくださってありがとうございます。今現在狩猟に関する免許の取得や更新に対しての費用の補助など行っているということですが、物価も上がっておりますし、活動機会も増えています。また、今まで狩猟はそもそも趣味とされている方々が猟友会として有害鳥獣の駆除にも協力してくださっているという形で本来あったかと思うのですが、最近は、答弁の中にもあったように農業被害の危機感から、その地域を守るという気持ちを持って、自分の趣味ではなくて地域を守るために進んでやってくださる、そういう方が最近では多いのではないのかなと逆に思います。だからこそ、あまりにも本人の負担が大きいような体制ですとなかなか思いはあっても続けていけない、そんなことも想像できますので、ぜひ待遇面、また続けやすい環境づくりというのは今後も十分配慮して進めていっていただきたいかなと思います。その上で、資料につけていただきました捕獲した際の報償金ですとか、あと駆除隊の出動に関する日額、その辺の金額的な相場感について近隣の自治体の体制、近隣自治体の様子と比較した上でどのくらい、今の体制が十分であるのかどうか、その辺の認識について伺いたいと思います。

２点目です。残渣処理についてですが、今のところ不適切な処理というのは村のほうで把握している限りは行われていないということで、安心する内容のご回答であったかと思います。この処理について、赤井川村鳥獣被害防止計画、令和４年から令和６年の計画の中でも触れられておりますが、その中では令和４年度より今答弁の中にもありましたバイオ処分の試験を実施して、その結果を基に加工施設の整備を検討したいと計画の中では書かれています。この計画６年度までのものですので、今後処理施設についてバイオ処分の試験を実施した上で、施設に関してどのような村として方向性を持っていらっしゃるのか、その点について質問させてください。

あと、３点目です。緊急銃猟の開始に伴う村の体制づくりということでお聞きしました。この緊急銃猟については、最初の質問でも申し上げましたけれども、非常に運用面では課題が多いようです。訓練を実施した自治体などでも、思ったよりも人手が取られるとか、あと自治体のほうに捕獲に関する専門家や知識のある人材がいないことで混乱を招くであるとか、あと警察との連携がなかなか難しいようだ、そういう声が新聞記事の報道で見た限りでも多数載せられておりました。特に人材育成という面に関してどのような体制を整えていくかということに関してもうちょっと詳しく、マニュアルを作成していくということですけれども、村の問題意識、課題意識というのをもうちょっと聞いてみたいなと思い

ます。

４点目のゾーニング管理に関しましても検討する必要があるとのお答えでしたけれども、スケジュール感について、いつまで、どのような体制でこの計画、ゾーニング管理の計画をつくっていくことになると思うのですけれども、どのように進めていくかお考えをお聞かせください。

最後に、森林整備についてですけれども、熊が過ごしやすい土地というのは多分人間も過ごしやすい土地になると思うのです。そういう意味では村づくりとして中心に据えていくというのも私は一つの方法ではないかなと思います。豊かな自然環境守りながら熊と人が共存していく地域づくりというのも、よくこういうのをニュース検索すると以前軽井沢などでの取組などがヒットして記事が読めたりするのですが、地道な活動になるかと思いますが、村づくりの在り方としてこういう熊の保護というのも位置づけていくのも自治体ができることの一つではないかなと思います。そういう意味から、重ねて村長の思いというのをお聞かせいただければいいかなと思います。

以上５点です。お願いいたします。

○議長（岩井英明君）　神産業課長。

○産業課長（神　信弘君）　それでは、私のほうから答弁させていただきます。

まず、１点目の近隣の町村の状況ということで、エゾシカの部分に関しましては昨年度までは本村が古平､仁木､余市と比べると高い位置になっていたところではございますが、今年度周りの近隣町村の単価の見直しが行われて、今現在古平町では鹿１頭につき１万7,000円､余市町も１万7,000円､仁木町に関しては２万円というような状況でございます。ヒグマに関しては、うちは１頭捕獲につき２万円という価格になってございますが、仁木町､余市町については設定されておりません｡ただ､古平町につきましては10万円という、金額にかなり開きがあるような状況でございます。

２点目のバイオマスの処理施設の方向性につきましては、試験という形で今進めておりますが、今後もまだ今の処分方法を継続してまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、緊急銃猟等の人材確保については、育成も含めましてこちらにつきましては猟友会ともご相談をさせていただきながら進めてまいりたいというふうに考えております。高齢により余市猟友会の方々も退任される方もいらっしゃるのですけれども、退任される際に新たな資格の保有者をご紹介いただいたりということをさせていただいております。ですので、今現在確保している方々、総体の人数というのを維持できるように努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

ゾーニング計画、あとマニュアルの作成につきましては、今月も北海道の説明会等がございます。そちらに職員参加する予定でございます。計画の策定等は、そちらの説明会等も踏まえまして今年度末までに、令和８年３月までには策定をしようというふうに検討しているところでございます。ちなみに、今現状後志管内で策定されているという町村はご

ざいませんので、近隣の状況も鑑みながら、うちの村としては今年度中に作成を考えているところでございます。
○議長（岩井英明君）　村長。
○村長（馬場　希君）　最後の熊と共存する村づくりのというのを村づくりの柱にしてはというご質問ですけれども、結論から言うとそういう考え方は一切ないです、僕は。ただ、何でも殺せばいいというふうに考えているわけでもなくて、僕はもともと赤井川村生まれの赤井川育ちですので、熊は昔からいて、ここにいるものだというふうに考えていますので、ただ、今自然環境が変わってきたりだとか、熊も進化していろんな行動変化が出てきているということがありますので、やはりそれの安全対策というのは十分にやっていかなければならないし、今ご質問いただいたような対応をいろいろ考えながらゾーニングをしたりだとか、広く自然を利用する方々には周知ができるような情報発信をしていくだとかということは当然ながら今後もやっていかなければならないのだなということは十分認識しておりますけれども、村づくりの柱に熊と一緒に暮らすのだという考え方はございませんので、それはお答えをさせていただきたいというふうに思います。
○議長（岩井英明君）　再々質問。
　能登ゆう君。
○４番（能登ゆう君）　ありがとうございます。村づくりの柱にという話では、すみません、ちょっと表現が私下手くそで、そういう趣旨ではなかったのですけれども、ただ動物が豊かに暮らせる自然環境を守りながら守っていく自治体という、そういう、イメージづくりというのちょっと言葉悪いかもしれないですけれども、やはりそれを大事にしている自治体ですよというところは、実際森に囲まれた土地でもありますし、村づくりのよいイメージにつながるのではないのかなといった趣旨で質問いたしました。
　再質問の１点目のハンターに対する待遇面では近隣町村との差が開いている状況のようですので、ぜひ昨今の物価高等も踏まえていま一度村の体制というのは見直していただきたいかなと思っております。
　また、あと最後１点だけ、緊急銃猟の制度開始に伴う人材育成ということでお聞きしました。猟友会のハンターの皆さんの総数というのはもちろんなのですけれども、例えば東京農大の教授の山﨑晃司さんという方が新聞の中で語られていたのは、趣味の狩猟者ではなく、生息数の調査等、頭数管理ができる捕獲従事者の育成が急務といったこと語られています。全体をマネジメントするような人材、捕獲の撃つというだけではなくて頭数の管理からその行動の把握とか、そういうことができる人材をきちんと育てていかないといけませんよという意味のお話だと思います。その点で、村でそういう専門人材、村単独で育てることというのはなかなか難しいことなのではないかと素人考えでも思うのですが、例えば外部の委託であるとか、広域的な連携の中での取組とか、熊も自治体の境界を気にして動くわけではないので、どうしても対策自体が広域のものになるかとは思うのですが、それも踏まえて広域の連携ですとか、あと専門の業者さんへの委託であるとか、そういう

方法も考えられるのではないのかなと思うのですが、今の時点での村の考えについてお聞かせ願えればと思います。
○議長（岩井英明君）　村長。
○村長（馬場　希君）　今調査だとか、そういった人材育成というのはおっしゃるとおり、広域でやってもらえることだというふうに考えておりますので、一自治体でどうこう対応するよりは広域行政である北海道、管理計画についても北海道が持っていますし、そういった部分で北海道との連携というか、情報共有をしながら要望していくところは要望しながらというふうな考えで今後も進めていきたいなというふうには思っております。
○議長（岩井英明君）　能登ゆう君の一般質問を終了いたします。

◎散会の議決

○議長（岩井英明君）　お諮りいたします。
委員会審査のため、審査終了までの間、散会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。
よって、委員会審査終了までの間、散会いたしたいと思います。

◎散会の宣告

○議長（岩井英明君）　これにて散会いたします。

（午前１０時２０分散会）

（午後　３時００分開議）

◎開議宣告

○議長（岩井英明君）　ただいまの出席議員数は７名です。

阿部議員におかれましては、体調不良により早退しております。

定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（岩井英明君）　予算特別委員会委員長より委員長報告書が提出されております。

この際、これらを日程に追加し、追加日程第１から追加日程第５として一括議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

◎追加日程第１ないし追加日程第５　予算特別委員会委員長報告

○議長（岩井英明君）　よって、追加日程第１から追加日程第５、予算特別委員会委員長報告を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

川人委員長。

○予算特別委員会委員長（川人孝則君）　予算特別委員会審査結果報告。

本委員会に付託された議案第58号　令和７年度赤井川村一般会計補正予算（第６号）、議案第59号　令和７年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）、議案第60号　令和７年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第１号）、議案第61号　令和７年度赤井川村簡易水道事業会計補正予算（第１号）、議案第62号　令和７年度赤井川村下水道事業会計補正予算（第１号）について審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

以上。

○議長（岩井英明君）　委員長の報告が終了いたしましたので、これより委員長報告に対する一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第58号　令和７年度赤井川村一般会計補正予算（第６号）を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、議案第58号　令和７年度赤井川村一般会計補正予算（第６号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号　令和７年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、議案第59号　令和７年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号　令和７年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、議案第60号　令和７年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号　令和７年度赤井川村簡易水道事業会計補正予算（第２号）を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、議案第61号　令和７年度赤井川村簡易水道事業会計補正予算（第２号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号　令和７年度赤井川村下水道事業会計補正予算（第２号）を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、議案第62号　令和７年度赤井川村下水道事業会計補正予算（第２号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（岩井英明君）　総務開発常任委員会委員長より委員長報告書が提出されております。

この際、これらを日程に追加し、追加日程第６として議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

よって、追加日程第６、総務開発常任委員会委員長報告を議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第６　総務開発常任委員会委員長報告

○議長（岩井英明君）　次に、追加日程第６、総務開発常任委員会委員長報告を議題といたします。

本件に関し、川人総務開発常任委員長の報告を求めます。

川人委員長。

○総務開発常任委員会委員長（川人孝則君）　総務開発常任委員会審査結果報告。

本委員会に付託された国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について、審査の結果、採択であり、関係機関に対し意見書を提出すべきものであるとしましたので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

以上です。

○議長（岩井英明君）　委員長の報告が終了いたしましたので、これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長の報告のとおり採択することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出については、委員長の報告のとおり採択されました。

◎日程の追加

○議長（岩井英明君）　お諮りいたします。

能登ゆう君外１名より意見書案第３号が提出されております。

この際、これらを日程に追加し、追加日程第７として議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

よって、追加日程第７、意見書案第３号　国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書案について議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第７　意見書案第３号

○議長（岩井英明君）　議案の説明につきましては、既にお手元に配付させていただいておりますので、省略いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

これより意見書案第３号に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

意見書案第３号　国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書案を採決いたしま

す。
　この採決は、起立により行います。
　意見書案第３号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。
（起立多数）
○議長（岩井英明君）　起立多数であります。
　よって、意見書案第３号　国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書案は、原案のとおり可決されました。

◎日程の追加
○議長（岩井英明君）　お諮りいたします。
　決算特別委員会委員長より閉会中の継続審査申出書、総務開発常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より閉会中の継続調査申出書がそれぞれ提出されております。
　この際、これらを日程に追加し、追加日程第８から追加日程第10として議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。
　よって、追加日程第８、決算特別委員会委員長申出、追加日程第９、総務開発常任委員会委員長申出並びに追加日程第10、議会運営委員会委員長申出を議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第８　決算特別委員会委員長申出
○議長（岩井英明君）　次に、追加日程第８、決算特別委員会委員長申出を議題といたします。
　決算特別委員会委員長から、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出が提出されております。
　お諮りいたします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。
　よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎追加日程第９　総務開発常任委員会委員長申出
○議長（岩井英明君）　次に、追加日程第９、総務開発常任委員会委員長申出を議題といたします。
　総務開発常任委員会委員長から、所管事務のうち、お手元に配付いたしました特定事件について閉会中の継続調査の申出が提出されております。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎追加日程第１０　議会運営委員会委員長申出

○議長（岩井英明君）　次に、追加日程第10、議会運営委員会委員長申出を議題といたします。

議会運営委員会委員長から所管事務のうち、お手元に配付いたしました特定事件について閉会中の継続調査の申出が提出されております。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の議決

○議長（岩井英明君）　以上をもって本定例会の会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、会議規則第７条の規定により、令和７年第３回赤井川村議会定例会を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（岩井英明君）　これで本日の会議を閉じます。

令和７年第３回赤井川村議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

（午後　３時１２分閉会）